

○金沢大学同窓会連絡協議会会則

(平成18年8月28日設立総会制定)

(名称)

第1条 本会は、金沢大学同窓会連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、金沢市角間町の金沢大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、金沢大学及びその前身校とそれらの同窓会（以下「単位同窓会」という。）並びに同窓生を結ぶ組織として、金沢大学の発展と社会への貢献を図るとともに単位同窓会相互の交流、親睦等を目的とする。

(本会の事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金沢大学との連携及び協力
- (2) 金沢大学及び各単位同窓会への支援施策の企画・立案並びに相互間の連絡・調整
- (3) 同窓生への金沢大学の情報提供
- (4) その他本会の目的に沿った事業

(本会の構成員)

第5条 本会は、次に掲げる単位同窓会をもって構成する。

- (1) 金沢大学の学部又は学科同窓会
- (2) 金沢大学の地区同窓会
- (3) 四高同窓会
- (4) その他、金沢大学関係同窓会で会長が認めたもの

(役員構成)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事8名以上10名以内（うち、会長 1名、副会長 若干名）
- (2) 監事2名

(役員選任)

第7条 幹事は、各単位同窓会の代表とする。

- 2 幹事は、幹事会を組織する。
- 3 会長、副会長は、幹事の互選により選出する。
- 4 監事は、幹事会において任命する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは代行する。
- 3 監事は、必要に応じて本会の会計を監査し、監査結果を幹事会に報告する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第10条 本会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長、幹事及び同窓会担当の金沢大学副学長をもって構成する。
- 3 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 会則の改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) その他重要事項

4 会長は、幹事会を招集し、その議長となる。

(定足数)

第11条 幹事会は、構成員の過半数の出席により成立する。

2 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第10条第3項第1号に掲げる審議事項については、出席した構成員の3分の2をもって決するものとする。

(会計)

第12条 本会の経費は、事業収入及び寄附金等をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(施行細則)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、幹事会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成18年8月28日から施行する。